

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニス・(閲覧制限)

被告 国

準備書面 (3)

令和3年2月2日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

川 端 裕 子 

高 橋 昌 寛 

石 川 直 人 

星 野 吉 広 

飯 田 一 徳 

潮 田 洋 次 

第1	東日本センターの処遇状況が、国際的基準や条約と乖離しているとの原告の主張に理由がないこと	4
1	原告の主張	4
2	入国者収容所等において、被収容者に対して「できる限りの自由」を与えていない旨の原告の主張には理由がないこと	4
3	マンデラ・ルールズを基礎とする原告の各主張に理由がないこと	5
(1)	マンデラ・ルールズについて	5
(2)	マンデラ・ルールズに沿わない取扱いであることにより被収容者がストレスに晒されやすいとの原告の主張に理由がないこと	6
(3)	東日本センターの医療体制の不備を指摘する原告の主張に理由がないこと	8
(4)	「職員の行き過ぎた職務行為を防止する制度的な保障が不十分」との原告の主張に理由がないこと	8
(5)	被収容者の抗議が保障されるべきであり、違法性の審査は厳格にされるべきとの原告の主張に理由がないこと	9
4	小括	10
第2	原告の有形力の行使等に係る法的主張について	10
1	原告の主張	10
2	被告の主張	10
第3	入国警備官の有形力の行使に係る原告の主張に理由がないこと	11
1	原告を処遇室へと連行した行為が適法であること	11
(1)	原告の主張	11
(2)	原告の居室扉を蹴る行為は処遇規則7条1項5号所定の遵守事項に違反すること	12
(3)	原告が居室で大声を発したことは処遇規則7条1項4号所定の迷惑行為に当たること	15

(4) 居室から処遇室への連行が合理的に必要なと判断される限度であること	16
2 処遇室内での本件制圧及び戒具使用に係る原告の主張に理由がないこと	17
(1) 原告の主張	17
(2) 処遇室内における原告に対する制圧及び戒具の使用を継続したことが適法であること	18
3 処遇室内において本件制圧を継続したことが違法である旨の原告の主張に理由がないこと	22
(1) 原告の主張	22
(2) 制圧の継続が適法であること	22
4 本件制圧に伴う入国警備官の行為が暴行である旨の原告の主張に理由がないこと	24
(1) 原告の主張	24
(2) 原告が主張する本件制圧中の入国警備官の各行為は、一定の合理性があるものか、痛みを与える意図をもってなされたものではなく、原告の主張には理由がないこと	24
(3) 原告が主張する入国警備官Aらの行為は、暴行と認めることはできないこと	28
5 小括	29
第4 本件室内映像について	29
第5 結語	29

被告は、本準備書面において、原告第1準備書面及び令和2年11月12日付け原告第2準備書面（以下「原告第2準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 東日本センターの処遇状況が、国際的基準や条約と乖離しているとの原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、被告が、東日本センターの処遇状況について、収容による制約が可能な限り抑制されたものとなっていると主張したこと（被告の令和元年12月19日付け準備書面(1)〔以下「被告準備書面(1)」という。〕18及び19ページ）に対し、英国の入国管理局の収容施設の実態と我が国の入国者収容所等と比較し、我が国の入国者収容所等ができる限りの自由を与えていないことは明らかであると主張する。

また、原告は、東日本センターの処遇の実態が、被拘禁者処遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルールズ」という。）に適合していないとした上で、入国者収容所では、「国際基準に照らして保障されるべき自由が保障されておらず、被収容者はストレスに晒されやすく（中略）、職員の行き過ぎた職務行為を防止する制度的な保障が不十分な状態にある」とし、これらを前提として、被収容者の抗議はできる限り保障されるべきであり、職員の職務行為の適法性は厳格に審査されるべき旨を主張する（以上につき、原告第2準備書面9ないし17ページ）。

2 入国者収容所等において、被収容者に対して「できる限りの自由」を与えていない旨の原告の主張には理由がないこと

原告は、入管法61条の7第1項が、入国者収容所等の収容者に対して、「できる限りの自由が与えられなければならない」と規定しているにもかかわらず、

被告は、「できる限りの自由」を与えていない旨を主張する。

しかしながら、そもそも同条項が、「保安上支障がない範囲内において」と規定するとおり、「できる限りの自由」といっても一定の制約が存在するのは当然のことであり、また、人を収容する以上、収容所等の設備を衛生的に保持する必要もある（入管法61条の7第3項）ことからすれば、入国者収容所等の長（以下「所長等」という。）は、処遇規則の規定に基づき、入国者収容所等の施設や設備等の事情に応じて、保安及び衛生上の支障の有無を判断し、被収容者にできる限りの自由を与えることとなる。

また、このことに加えて、入国者収容所等は、国家機関である以上、予算や定員には限りがあり、その中で、被収容者の処遇をはじめ、被収容者の送還等、各種の業務を行う必要があるところ、このような入管法の規定や入国者収容所等の性質からすれば、入国者収容所等においては、保安及び衛生の保持を前提として、予算・定員や施設等の実情に応じた運営をしつつ、被収容者に対してできる限りの自由を与えるべきと考えられる。

そして、東日本センターの処遇状況について、収容による制約が可能な限り抑制されたものとなっていることは、被告準備書面(1)（18及び19ページ）において具体的に述べたとおりであり、各入国者収容所等においても、上記の考えに基づき被収容者にできる限りの自由を与えているのであるから、英国の入国管理局の収容施設と比較して、入国者収容所等が被収容者にできる限りの自由を与えていない旨の原告の主張には理由がない。

3 マンデラ・ルールズを基礎とする原告の各主張に理由がないこと

(1) マンデラ・ルールズについて

ア マンデラ・ルールズは、1955年に開催された第1回「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」において決議された国連準則（2015年に改正されたものが採択されている。）であり、居住設備、医療、規律及び懲罰などの被拘禁者の処遇並びに施設の管理に関して、実施するよ

う努力すべき内容を取りまとめたものであるが、条約とは異なり、法的拘束力を有するものではない。

イ この点、原告は、2つの裁判例（高松高等裁判所平成9年11月25日判決及び大阪地方裁判所平成16年3月9日判決）を挙げて、マンデラ・ルールズが国際的基準として市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）の解釈に適用されている旨を述べる（原告第2準備書面13ページ）ものの、いずれの裁判例も、法律解釈に際し、マンデラ・ルールズを、一定の指針ないし参考とされるべきものと位置づけるにとどまっている。

ウ また、前記アで述べたとおり、マンデラ・ルールズは、法的拘束力を有するものではなく、その内容をも、**「あらゆる場所であらゆる時に適用されうるものではないこと」**を前提とし、**「国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件を示すことを明らか」**にしつつも、**「その適用を妨げる現実の諸困難を克服しようとする不断の努力を促すのに役立つ」**（甲8・2枚目）ものと位置づけていることからすれば、**入国者収容所等にマンデラ・ルールズの規定に沿わない事情があることをもって直ちに被収容者の保障されるべき自由が保障されていないことにはならないとい**うべきである。

(2) マンデラ・ルールズに沿わない取扱いであることにより被収容者がストレスに晒されやすいとの原告の主張に理由がないこと

原告は、東日本センター等の被収容者の処遇が、マンデラ・ルールズ規則23、43、58及び61に沿ったものではないとして、被収容者がストレスに晒されやすい旨を主張するようである（原告第2準備書面14及び17ページ）。

しかしながら、一般論として、収容によって一定程度のストレスが生じることはやむを得ないと考えられるところ、東日本センターにおいては、次の

ように、被収容者のストレスを軽減する方策をとっており、マンデラ・ルールズに沿っていないからといって被収容者のストレスが増加するという事にはつながるものではない。

- 屋外での運動時間は毎日50分であり、マンデラ・ルールズが規定する1時間には及ばないものの、被告準備書面(1)(18ページ)で述べたとおり、屋外での運動時間以外でも居室内で軽い運動をすることや、開放時間中にホールで卓球等の軽スポーツをすることができ、筋肉トレーニング用の器具も使用することができる。
- 面会については、午前8時30分から午後4時までの間、受付を行っており、アクリル板の仕切りがない場所で家族と触れあうこともでき(要予約)、面会者が同行させた通訳人を介して被収容者と話すこともできる。

なお、弁護士との面会については、時間制限や立会いはなく、その他の者との面会についても、30分間の制限時間はあるものの、特別な事情がない限り立会いを付していない。また、弁護士との面会については、土曜日及び日曜日であっても事情を考慮し、必要性が認められれば対応している。

- 外部との電話は、各被収容者が所持する携帯電話での通話は認められていないものの、共用の電話を使用し、開放時間中に加えて、夜間(午後7時から午後9時まで)も電話を掛けることが可能である。
- 図書館は設置されていないものの、各ホールには、寄贈された雑誌や書籍が備えられるなどしており、禁制品でない限り、自身で購入したり、差し入れされたものを読むことも可能である。なお、図書以外にも、オセロやチェス等の娯楽用品の貸出も行っている。

また、東日本センターでは、上述の運動や娯楽等に加えて、カウンセラーによるカウンセリングを行ったり、被収容者の個人的な相談に入国警備官が

対応するなど、被収容者のストレスを軽減する方策を行っている。

以上からすれば、マンデラ・ルールズに沿っていないことによってストレスに晒されやすい旨の原告の主張には理由がないというべきである。

(3) 東日本センターの医療体制の不備を指摘する原告の主張に理由がないこと

原告は、「入管収容施設における医療問題に関する人権救済申立事件 調査報告書」の指摘を根拠に、東日本センターの医療体制の不備を主張するようである（原告第2準備書面15及び16ページ）。

しかしながら、原告主張に引用された上記「調査報告書」の指摘が、本件制圧や東日本センターの医療体制について、いかなる関係を有するものであるか明らかでない。この点をおくとしても、同センターの医療体制は適切に確保されている。すなわち、東日本センターにおいては、常勤医のほか、日替わりによる非常勤医師を招へいし、看護師や薬剤師も常駐する体制で、被収容者からの申出等による診療を実施し、被収容者の健康診断も実施している。また、診療室には、各種薬剤、各種医療機器が備えられており、更に専門的な検査や診療が必要な場合には、医師の指示を受けて、近隣の外部病院に被収容者を連行して受診させており、急を要する場合には庁内診療を経ることなく緊急搬送するなど適切な対応をとっている。さらに、近年は、医療体制の拡充が重要であるとの認識の下、診療担当の職員を増員、医療スタッフ（常勤の医師、准看護師）の確保、医療機器の拡充、外部病院との連携強化といった各種の方策を実施している。

以上からすれば、東日本センターの医療体制等に係る原告の主張は当を得ておらず理由がない。

(4) 「職員の行き過ぎた職務行為を防止する制度的な保障が不十分」との原告の主張に理由がないこと

原告は、隔離措置に関し、処遇規則にマンデラ・ルールズの規則41のような嫌疑の告知や防御の機会の保障の手続規定がないことを述べ、「職員の行

き過ぎた職務行為を防止する制度的な保障が不十分な状態にある」と主張する（原告第2準備書面16及び17ページ）。

しかしながら、そもそも隔離措置は、被收容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため、他の被收容者とは分離して個別の処遇をする必要があるときに行う措置であり、いわゆる懲罰とはその性格を異にするもので、隔離措置が懲戒手続であることを前提とする原告の主張は前提において誤っている。

また、隔離措置に限らず、被收容者の処遇に関しては、入国者收容所等視察委員会による視察や同委員会に対する情報提供等（入管法61条の7の2及び同条7の2の4）、被收容者からの意見の聴取（処遇規則2条の2）、被收容者による不服申出（処遇規則41条の2）、隔離措置や戒具使用時における所長等への報告（処遇規則18及び19条）等が規定・整備されているのであって、職員の行き過ぎた職務行為を防止する制度的な保障が不十分とはいえないから、原告の主張には理由がないというべきである。

(5) 被收容者の抗議が保障されるべきであり、違法性の審査は厳格にされるべきとの原告の主張に理由がないこと

ア 原告は、前記(2)ないし(4)の主張を前提として、①被收容者が職員の職務行為を受けて行った抗議はできる限り保障されるべきである、②職務行為の違法性は厳格に審査されるべきであると主張する（原告第2準備書面17ページ）が、原告の前記(2)ないし(4)の主張はいずれも理由がないから、原告の①及び②の主張は前提において理由がない。

イ また、この点をおくとしても、被收容者の抗議については、原告が述べる「できる限り」がいかなる程度を意味するかは不明であるものの、施設内の規律・秩序や保安の維持に反する方法や、遵守事項（処遇規則7条）等に反する方法によることが許容されないことは当然であるし、抗議に当たっては、前記(4)で述べた意見聴取や不服申出等の制度を利用することも

可能である。

ウ そして、入国警備官の職務行為の違法性の判断については、被告準備書面(1) (17ないし20ページ)で述べたとおり、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情の有無によって判断がなされるべきであり、加えて、本件においては、処遇規則の規定等に照らし、入国警備官の有形力の行使等の職務行為の適法性が判断されるべきである。

4 小括

以上からすれば、前記1の原告の主張は、いずれも理由がないというべきである。

第2 原告の有形力の行使等に係る法的主張について

1 原告の主張

原告は、入国警備官の有形力の行使や隔離措置について、①根拠規範により定められた要件の存在及び②比例原則に照らして許容されるものであることが適法性の要件であり、これらを満たさない場合は違法な行為である旨主張し、①については、要件を形式的に具備するだけでは足りず、実力行使をしてでも解消すべき危険が発生しているかという観点から厳格な解釈がされるべきである、②については、入国警備官の有形力の行使は必要最小限度であるべきで、裁判により違法性を認定し、抑止を図る必要が大きいと主張する(原告第2準備書面18及び19ページ)。

2 被告の主張

被告としても、入国警備官の有形力の行使や隔離措置に当たって比例原則が適用されることを争うものではないが、入国警備官による有形力の行使が、国賠法上の違法と評価されるか否かは、被告準備書面(1) (19及び20ページ、24ページ)で述べたとおり、その行為が合理的に必要と判断されるものか否

かによって判断されると解すべきである。この点についてふえんすると、有形力の行使については、処遇規則17条の2が、「入国警備官は、被收容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。」と規定し、隔離措置については、処遇規則18条1項各号に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合に、期限又は隔離の必要がなくなるまで隔離することができる（処遇規則18条1項）と規定されている。

他方、入国警備官は、入国者收容所等の警備を職務とし（入管法61条の3の2第2項第3号）、保安上の事故防止の職責を負う（処遇規則14条）ものであるから、入国警備官は、被收容者に入国者收容所等における規律・秩序及び保安を維持するために必要な遵守事項を遵守させる必要がある。

このような各規定からすれば、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、上述の処遇規則17条の2及び18条1項への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被收容者の性向、行状、收容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。

第3 入国警備官の有形力の行使に係る原告の主張に理由がないこと

1 原告を処遇室へと連行した行為が適法であること

(1) 原告の主張

ア 原告は、原告が居室扉を蹴った行為について、わずか1回の軽微なもので中止もされていたこと、原告に居室扉を壊す故意がなく居室扉が壊れる現実的危険性もなかったことから、原告の居室扉を蹴った行為が処遇規則17条の2所定の制止等の対象ではないと主張する（原告第2準備書面20ないし22ページ）。

イ また、原告は、居室内で大声を発したことについて、入国警備官の不適切な行動に対して行った憲法が保障する意見表明（抗議）であって、同規則7条1項4号所定の迷惑行為に該当せず、同規則17条の2所定の制止等の対象ではない旨主張する（原告第2準備書面22及び23ページ）。

ウ さらに、原告は、入国警備官が原告を処遇室に連行するに当たり、説得していればこれに応じる可能性が高かったとした上で、それにもかかわらず入国警備官らが原告を持ち上げて処遇室に連行したことは、受傷の可能性が高く、また、羞恥心を煽る方法であるから過剰で、必要最小限の実力行使とはいえず、違法である旨主張する（原告第2準備書面24ないし26ページ）。

(2) 原告の居室扉を蹴る行為は処遇規則7条1項5号所定の遵守事項に違反すること

ア 原告の居室扉を蹴る行為が軽微なものであることや、原告に居室扉を損壊する意図がなく、現実的に扉が損壊する危険性もなかったとの原告の主張について

前記第2の2で述べたとおり、入国警備官が処遇規則17条の2所定の制止等を行うに当たっては、その当時の必要性の程度等を考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において行うべきものと解されるのであって、そもそも、被収容者の意図や現実的危険性の有無のみに左右されるものではない。

また、原告が居室扉を蹴った行為をみるに、その音（乙12①〔5:22〕）から相当程度の力によって行われていたと認めることができ、原告が主張するように軽微なものであるとか、壊す意図がなかったものであるとにわかには認めることはできず、むしろ、原告が当時興奮状態であったことからすれば、原告は、居室扉やその周辺の損壊の可能性など思い至っていなかったものとみるべきである。

また、この点をおき、仮に原告に居室扉を壊す意図がなかったとしても、上述のとおり、原告は、当時、相当程度の力を込めて扉を蹴る行為に及んでいたのであって、この行為によって、扉がへこむ、扉の塗装が剥離する等の扉自体が損傷する可能性に加えて、電子錠が故障する、居室扉の蝶番やその周辺の設備が損傷するなどして不具合が生じるといった具体的な可能性が生じている（原告は、本件の約1か月半前、居室扉を蹴り、扉のレバーを施錠不可能な状態に損傷させている〔乙8の8〕。）。

これらの各事情からすれば、原告が居室扉を蹴った行為は、処遇規則7条1項5号所定の遵守事項に反する行為をしようとしていたと認めることができるから、原告の前記(1)アの主張はいずれも理由がない。

イ 原告は扉を蹴る行為を中止していたことから違反行為には当たらないとの原告の主張について

(7) 処遇規則17条の2は違反行為が現に継続しているか、被收容者が違反行為に着手していることを要件とする旨の原告の主張に理由がないこと

原告は、処遇規則17条の2の制止等の措置を行うに当たり、違反行為が現に継続しているか、違反行為が着手していることが要件であると主張する（原告第2準備書面21ページ）。

しかしながら、入国警備官は、被收容者が遵守事項（処遇規則7条）に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる（処遇規則17条の2）ところ、この「違反する行為をしようとする」場合については、文理上明らかに、原告が主張するような違反行為が現に継続しているか、違反行為が着手している場合に限られないと解される。

また、原告が主張するような「違反行為が現に継続しているか、違反

行為が着手している」といった状況となるまで制止等ができないとすると、収容施設内の規律・秩序の維持や保安の維持に重大な支障を生ずるおそれがある場合にも、その支障が不可避となるまで切迫しなければ制止等を行うことができないこととなりかねず、収容施設の秩序の維持や保安の維持に加えて、収容施設の適正な管理が困難となり、入国警備官が処遇規則14条1項所定の保安上の事故防止の職責も果たせないこととなる。

したがって、制止等の措置を行うに当たり、違反行為が現に継続しているか、違反行為が着手していることが要件である旨の原告の主張には理由がないというべきである。

(イ) 原告は居室扉を蹴る行為を中止していたのであるから、原告の扉を蹴った行為は処遇規則17条の2の制止等の対象とはならない旨の原告の主張について

前記(ア)で述べたとおり、処遇規則17条の2が、違反行為が現に継続しているか、違反行為が着手していることを要件としていると解することはできず、原告が居室扉を蹴る行為を中止していたことをもって処遇規則17条の2による制止等ができないとすることは相当でないが、これおくとしても、被告準備書面(1)(24及び25ページ)で述べたとおり、原告の居室扉を蹴る行為は、他の被収容者の安眠を妨害するもので、「他人に対する迷惑行為」(処遇規則7条1項4号)に該当し、「収容所の設備、器具その他の物を損壊」(処遇規則7条1項5号)することにも該当し得る行為であるから、処遇規則17条の2の制止等の対象となることは明らかである。そして、本件においては、入国警備官は、その行為の直後に、処遇規則17条の2に基づき原告の居室の前で同行為の中止を命じたものであり(乙10・2枚目,乙12①),原告が居室扉を蹴った行為に対する入国警備官の中止命令は、合理的に必要と判断されるも

のである。

このように本件においては、入国警備官は、原告の居室扉を蹴る行為に対して中止命令をしたものであるが、前記第2の2で述べたとおり、処遇規則17条の2所定の制止等の措置は、その当時の必要性の程度等を考慮した上、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解されるのであるから、原告が居室扉を蹴る行為を中止したとしても、原告の当該行為は、その後の原告の別の違反行為に対する制止等を行うに当たっての「合理的に必要と判断される限度」の判断において、考慮される事情となり得るものである。

(3) 原告が居室で大声を発したことは処遇規則7条1項4号所定の迷惑行為に当たること

被告準備書面(1)(24及び25ページ)で述べたとおり、原告が居室内で大声で自己主張を繰り返した行為は、他の被収容者の安眠を妨害するもので、「他人に対する迷惑行為」(処遇規則7条1項4号)に該当することは明らかであり、かつ、収容施設内の規律・秩序や保安の維持に反する行為でもある。

この点、仮に原告のかかる行為が意見表明(抗議)であったと解したとしても、前記第1の3(5)イで述べたとおり、施設内の規律・秩序や保安の維持に反する方法や、遵守事項(処遇規則7条)等に反する方法が許容されないことは当然であり、意見表明(抗議)に当たっては、意見聴取や不服申出等の制度を利用することも可能であるから、原告の主張には理由がない。

また、原告は、居室内で大声を発した行為は、入国警備官の原告の処方薬に係る対応が不適切であることに起因するもので、不合理な意見表明(抗議)ではないから、有形力を行使するような迷惑行為に当たらないとも主張する(原告第2準備書面22及び23ページ)。

しかしながら、被告準備書面(1)(14及び15ページ)で述べたとおり、原告の不眠時就寝前のクロルプロマジン錠の処方是一部中止されていないの

であるし、パンセダンの服用の可否を薬剤師に確認した（乙10）上で原告に対してパンセダンを交付しなかった入国警備官の対応は適切であるから、かかる原告の主張は、前提においても理由がない。

(4) 居室から処遇室への連行が合理的に必要と判断される限度であること

ア 乙第12号証③上、入国警備官は、原告を処遇室に連行するに当たり、連行の理由を説明してはいないものの、入国警備官が居室で説明を差し控えたのは、当時、原告が入国警備官の説明に納得せずに大声で自己主張を繰り返す行為や居室扉を蹴る行為に及んでいたことに照らすと、同室で原告に対して説明をしても、原告が理解を示さずに同様の迷惑行為を継続することが容易に予想されたためであり、原告が、生活指導のために処遇室へ連行しようとした入国警備官に対して、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗するとともに、暴力行為に及んでいたことも考慮すれば、当時の原告が入国警備官らの説得に応じて処遇室への連行に同意し、自ら歩いて処遇室へ赴くような可能性があったと認めることは到底できない。

イ この点、原告は、複数名の入国警備官が原告の四肢や頭部を掴んで持ち上げて連行したことに對して、自由への制限が極めて強いこと、恥辱を感じることに、及び受傷の危険が高いことから、職員が暴行を受けるなど職員の身体に危険が及ぶ高度の蓋然性が認められる状況でなければ必要最小限の実力行使とはいえ、違法である旨主張する（原告第2準備書面25ページ）。

しかしながら、処遇規則17条の2所定の制止等は、合理的に必要と判断される限度である場合は適法と解すべきであるから、職員の身体に危険が及ぶ高度の蓋然性が認められる場合に限って許容される旨の原告の主張は、独自の見解であって理由がない。

また、当時は、深夜の時間帯であって、原告の大声や騒音によって他の被収容者の安眠が阻害され、原告の迷惑行為が多く他の被収容者に及ぶ

ことから、速やかに収容区画の静謐さを回復させるため、早急に処遇室へ連行する必要がある、加えて、原告が長時間にわたって入国警備官らの説得を聞き入らずに激しく抵抗した上で暴行に及んだこと、原告が興奮状態にあったこと、過去に同収容者とのトラブルを多数発生させており（乙8の3及び5、乙9の1、3、5、6、9、10、11、13、14、17、19、22、24）、他の被収容者との関係が良好ではなかったこと、入国警備官に暴行したことにより隔離措置が見込まれていたこと、という具体的な状況や事情を考慮すれば、入国警備官が複数名で原告を持ち上げて原告を処遇室へ連行したことは、合理的に必要と判断される限度の有形力の行使である。

ウ さらに、入国警備官が複数名で原告を持ち上げて処遇室へ連行した上で制圧したことに関していえば、多数の入国警備官で連行や制圧をすることは、各入国警備官が可動部分を担当して押さえることができるなど、対象者の動きを的確に封じることが可能となるもので、多人数の入国警備官を対象者に見せることでその反抗する意思を削ぐ効果もあり、被収容者と入国警備官双方の受傷を防止し、安全に連行や制圧をするために有効かつ必要な方法である。

エ 以上からすれば、原告を居室から処遇室へ連行したことは、適切な方法で行われた合理的に必要と判断される限度の有形力の行使である。

2 処遇室内での本件制圧及び戒具使用に係る原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

ア 原告は、大要、①処遇室内における原告の発声は他の被収容者の安眠を妨害するものではなく、処遇室に連行される間も、原告はほとんど沈黙していることから発声による抗議は終了しており、迷惑行為が存在しない、②本件制圧直前に原告は四肢に力を入れておらず、激しく抵抗した事実が存在しないとした上で、③そのような原告に対して制止等の措置を執るこ

とや戒具の使用をすることはできない旨を主張する（原告第2準備書面27ないし31ページ）。

イ また、原告は、前記(1)の主張を前提として、④本件制圧及び戒具の使用が比例原則に違反する旨を主張する（原告第2準備書面31及び32ページ）。

(2) 処遇室内における原告に対する制圧及び戒具の使用を継続したことが適法であること

ア 本件制圧直前に迷惑行為が存在しない旨の原告の主張に理由がないこと

(ア) 原告の居室及び居室から処遇室へ連行されるまでの間の一連の行為

は、被告準備書面(1)(24及び25ページ)で述べたとおり、遵守事項(処遇規則7条)に違反するものであり、入国警備官は、隔離を念頭に置きつつ、処遇室へ連行した上で原告を制圧した(なお、処遇室へ連行することとしたのは、前記1(4)アで述べたとおり、原告が入国警備官らの説得に応じるような状況ではなく、他の被収容者に対する迷惑行為が継続される可能性が見込まれた上、原告が居室内で暴行行為に及んだ時点で、居室内で本件制圧をすることもあり得たものであるが、他の被収容者への安眠を妨害しかねないため、処遇室へと連行して本件制圧をしたという事情がある。)

(イ) この点、原告の前記(1)ア①②の主張は、制圧の直前に原告に遵守事項に違反する行為がなかったことを主張するものと解されるどころ、そもそも、処遇室から居室にも声は届き、深夜の時間帯に処遇室内で大声を発することが迷惑行為に当たらないとの原告の主張は、それ自体失当といわざるを得ないが、それをおくとして、前記第2の2で述べたとおり、制止等は、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものであるところ、受傷事故を未然に防止

し、収容場内の規律と秩序を維持する観点からすれば、一旦違反行為が中止されたとしても、違反行為が再開される可能性が存在することが考慮されるべきである。

すなわち、被収容所における処遇実務上、大声を出して騒いだり、手足をばたつかせて暴れるなどの違反行為に及んだ被収容者が、自身の疲労や入国警備官を油断させる等の理由から、一旦違反行為を中止することがまま見受けられ、特に興奮状態にある被収容者の場合、当該行為が中止されたとしても、突如として違反行為が再開されることもあり、実際に入国警備官が負傷した事例（乙22）もあるのであって、入国警備官は、そのような危険性も想定した上で、被収容者に対応する必要がある。

(ウ) これを前提として本件制圧についてみるに、確かに、処遇室入室後、原告の抵抗が一時的に中止されて小康状態となったと評価し得るとも考えることができるものの、原告を処遇室に連行するに至ったのは、入国警備官らが再三にわたって説得や中止を命令したにもかかわらず、原告が興奮した状態で、大声を発し続けて夜間の静謐を阻害した上、処遇室への連行するに際してもそれを強く拒否して暴力行為に及んだという経過があったものであり、入国警備官らによる処遇室内での原告の制圧は、このような原告の一連の行為から短時間しか経過しておらず、原告がそれまでに被収容者とトラブルになった際、「殺す」、「殴られたら殴り返せばいい」、「けんかをしてしまいそうになる」と発言をし（乙9の1, 14, 22, 24）、実際に被収容者や職員へ暴行に及んだり、及ぼうとしたりしていたこと（乙8の3及び4, 乙9の1, 5, 6, 10, 19, 24）、自己の要求が通らないと、大声をあげ、居室扉等の収内設備を叩く職る行為を繰り返し行っていたことなど（乙8の6ないし8, 乙9の8, 12, 18, 21, 25）、それまでの多数の制止等の措置や隔離措

置を受けていたときの態様も考慮すれば、原告が、再び、遵守事項に違反する行為に及ぶことは容易に想定されたものであって、処遇室に入室後、原告の抵抗が一時的に中止されて小康状態となったとしても、原告を制圧する必要性は依然として高く、具体的な状況下における有形力の行使として相当である。そして、実際に、原告が本件制圧後に四肢に力を入れて抵抗したり、大声を発するなどして抵抗していることからすれば、本件制圧の必要性が高かったことを裏付けている。加えて、入国警備官が、当時、原告を隔離することを念頭に置きつつ、原告を落ち着かせる必要を認めていたことを併せて考慮すれば、本件制圧の直前に処遇規則に反する行為そのものが継続していなかったとしても、そのことをもって本件制圧が処遇規則の規定に反する違法なものとは認められない。

(エ) なお、原告は、「四肢に力を入れることは抵抗になりえない」とも主張するが、制圧時に四肢に力が入った状態を物理的抵抗を止めたと評価することはできないことはいうまでもなく、入国警備官が受傷防止等のために安定した体勢をとらせることができないなど、その職務執行を妨害する行為（処遇規則7条1項8号）に該当する。また、四肢に力を入れた状態で制圧を解けば、即座に暴力行為や器物損壊行為（処遇規則7条1項3号及び5号）に及ぶ危険性があるのであって、四肢に力を入れた状態は、処遇規則17条の2所定の制止等の対象となるとともに、「自己又は他人に危害を加えること」、「収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること」（処遇規則19条1項2号及び3号）のおそれがある状態でもあるから、戒具を使用し得るものである。

なお、戒具（手錠）を両手前に施した状態は、そのまま両腕を前に突き出したり、振り上げるなどして手錠の金属部分や手拳で殴打することが可能な状態となるため、四肢に力が入って抵抗している状態ではその

可能性は高まり危険であることから、戒具を前とするか後ろとするかについては、当該被収容者のこれまでの行状、制止措置や隔離処分歴を考慮しつつ、使用時の当時の具体的状況等によって判断すべきであるところ、前記ア(ウ)で述べた原告の当時の状況からすれば、原告に対して後ろ手に手錠を施したことは、戒具の使用要領(乙5)に反するものということはできない。

イ 本件制圧及び戒具の使用が比例原則に違反する旨の原告の主張に理由がないこと

前記アで述べたとおり、入国警備官は、居室内における再三の入国警備官の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行も強く拒否して暴力行為に及んだ原告の一連の行為に対して制圧した上で戒具を使用したもので、本件制圧は合理的に必要と判断される限度であり、また、処遇規則第19条1項所定の戒具の使用基準を満たすものである。

この点、原告は、処遇室へ連行後、説得等をせずに四肢を拘束したことや、両手後ろで戒具を施したこと等が過剰であり、比例原則に反する違法な行為である旨主張する。

しかしながら、前記アで述べたとおり、原告の一連の行為の態様に加えて、原告の一連の行為から短時間しか経過していないことや、原告の従前の制止措置を受けた際の態様、隔離を念頭に原告を落ち着かせる必要があったことを考慮すれば、処遇室入室後、原告の抵抗が一旦中止されて小康状態にあったとしても、本件制圧は合理的に必要と判断される限度で行われたものと認めることができ、また、継続して「自己又は他人に危害を加えること」、「収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること」(処遇規則19条1項)が行われるおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる状態であったのであるから、処遇規則第19条1項所定の戒具の使用基準を満たすものでもある。

したがって、入国警備官の本件制圧及び戒具の使用は比例原則に反するものと認めることはできない。

3 処遇室内において本件制圧を継続したことが違法である旨の原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

ア 原告は、本件制圧及び戒具使用後の原告の状況について、①当初、原告が声を発していなかったこと、②発言内容が暴力の可能性をうかがわせるものでなかったこと、③暴力の予備動作や準備動作をしていなかったこと、④原告の体勢が暴行に及ぶことが困難なものであったことの各事情を挙げ、原告が暴行に及ぶ可能性がなく、仮にその可能性があったとしても、その可能性は軽微であった旨主張する（原告第2準備書面32ないし38ページ）。

イ また、原告は、四肢に力を入れることは攻撃をうかがわせる事情ではなく、そのことを理由に拘束・暴行を強めることは逆効果で、虐待と評価されるべきであると主張する（原告第2準備書面36及び37ページ）

ウ さらに、原告は、過去に多数制止等の措置を受けたことについて、入国警備官の間で情報が共有されておらず、そのことは本件制圧に当たっての判断に影響しないとし、また、その内容からして、暴行の可能性を否定する事情であると主張する（原告第2準備書面37及び38ページ）。

(2) 制圧の継続が適法であること

ア 原告が挙げる事情によって原告の暴行の可能性を否定することはできないこと

本件制圧は、居室内において再三にわたって入国警備官の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行も強く拒否して暴力行為に及んだ原告の一連の行為に対して行ったものであり、このような原告の状態に加えて、原告が四肢に力を入れ、入国警備官の指示に応じていない

状況や、原告がそれまで多数制止等を受けていた際の状況等からすれば、制圧行為を解けば原告が即座に再度の暴行等、遵守事項に及ぶ可能性がある状況にあったといえる。

なお、前記1(4)イで述べたとおり、入国警備官は複数名で原告の制圧に当たり、各自担当する部位を的確に押さえているのであるから、原告が暴力の予備動作・準備動作(前記(1)ア③)や攻撃するような姿勢(前記(1)ア④)をとることができないのは必要な制圧を加えたことの結果にすぎない。

したがって、原告が主張する前記(1)ア①ないし④の各事情をもって、原告に暴行の可能性がなかったとか、暴行の可能性が軽微なものであったということとはできない。

イ 四肢に力が入った状態は、暴行等に及ぶ可能性があるなど危険な状態と認めるべきであること

また、原告は本件制圧中、断続的に四肢に力を込めていたものであるところ、前記2(2)ア(エ)で述べたとおり、そのような状態は暴力行為(処遇規則7条1項4号)に及ぶ危険性があると認めるべきであることに加えて、器物損壊(同5号)の危険性もあり、さらには、入国警備官らの職務執行を妨害する行為(同8号)でもあるから、虐待と評価されるべきであるとの原告の主張は、被収容者が四肢に力を込める状態の危険性を何ら理解しないもので、理由がない。

ウ 原告に対する制止等や隔離措置の経歴から、原告が暴行等に及ぶ危険性があったと優に認めることができること

原告は、東日本センター収容中、居室扉等を蹴ったり殴打する(乙8の6ないし8, 乙9の8, 12, 18, 21, 25), 他の被収容者に詰め寄ったりつかみかかろうとする(乙9の1, 5, 6, 10, 19), 「殺す」, 「殴られたら殴り返せばいい」, 「けんかをしてしまいそうになる」と発言する

(乙9の1, 14, 22, 24)といった行為に及んでいたものであり、また、実際に他人に対する暴力行為にも及んでいた(乙8の3及び4)のものであり(なお、原告は本件制圧以降も同様の言動を繰り返している。)、このような原告の態度や言動からすれば、本件当時においても、原告が暴行等に及ぶ危険性は優に認められ、原告に暴行の可能性がなかったとか、暴行の可能性が軽微なものであったということみることは相当でなく、むしろ、原告の粗暴性や危険性を認識せずに業務を遂行することは、入国警備官が職務上尽くすべき注意義務(被告準備書面(1)18ページ)を尽くしていないことになりかねず、原告の主張には理由がない。

4 本件制圧に伴う入国警備官の行為が暴行である旨の原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

ア 原告は、本件制圧中、入国警備官Aらが、「顎下への指のねじ込み」、「左肘の押さえつけ」、「背骨付近への指のねじ込み」、「後ろ手に手錠を掛けられた腕の頭部方向への締め上げ」をしたことが、原告に痛みを与える意図があったとし、また、「口と鼻を塞いだこと」も含め、これらの入国警備官の行為が制止等の措置の範疇を超え、必要性・合理性を欠く旨主張する(原告第2準備書面39ないし44ページ、48及び49ページ)。

イ また、原告は、これらの入国警備官らの行為が拷問又はこれに準ずるものであるから措置の時間が短時間とはいえないと主張し、さらに、原告が受傷していないことは権利侵害の程度や危険性が低いことを示すものではないとも主張する(原告第2準備書面44ないし48ページ)。

(2) 原告が主張する本件制圧中の入国警備官の各行為は、一定の合理性があるものか、痛みを与える意図をもってなされたものではなく、原告の主張には理由がないこと

ア 原告が主張する「顎下への指のねじ込み」及び「後ろ手に手錠を掛けら

れた腕の頭部方向への締め上げ」行為は、乙第18号証及び乙第19号証からすれば、入国警備官Aは、原告に痛みを与えることを認識して行ったものと考えられるが、被告準備書面(1)(20及び21ページ)で述べたとおり、これらの行為は、原告の抵抗する気力を削いで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為で、一定の合理性があるものである。

イ また、前記ア以外の入国警備官Aの各行為については、以下に述べるとおり、原告に痛みを与えることを認識して行つたものと認めることはできないし、行為の具体的な内容からすれば、本件制圧を行うに当たり、確実かつ安定した体勢をとるための必要かつ合理的な措置である。

(7) 「左肘の押さえつけ」について

原告は、入国警備官らが、原告の後ろ手にかけてられた手錠の鎖を引っ張り上げて、手錠を食い込ませた上、原告の手首を腰の位置に固定したまま原告の左肘に手をかけ、体重をかけて押さえつけ、肩関節を痛めつけたと主張する(原告第2準備書面39ページ。原告第1準備書面6ページにも同旨の記載あり。)

しかしながら、入国警備官Aが、原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げた事実は認められるものの(乙12③[9:11])ものの、「引っ張り上げた」といえるような強い力によるものではなく、入国警備官Aが、その際、「この辺」と言って他の入国警備官に原告の手の位置を説明し(同③[9:11])、また、原告に対して「力込めんな」と繰り返し述べている(同③[9:13ないし9:21])ことからすれば、入国警備官Aが原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げた行為は、原告の左腕の位置の調整をしたものと認めることができる(入国警備官Aのかかる行為によって手錠の鎖が原告の左腕に結果的に食い込んだとしても、短時間のことである。)

また、入国警備官Aは、当初、両手で原告の左腕を押さえていたが、

その約10秒後には、左手のみで原告の左手を押さえているのであって（同③〔9:15ないし9:25〕）、原告の左腕に必要以上の体重をかけてはおらず、その後、別の入国警備官が再度両手で原告の左腕を押さえている際にも、入国警備官Aが体重をかけている様子は認められない（同③〔10:16〕）。

他方、原告は、入国警備官Aが原告の左腕を押さえる前から「痛い」などと大声で発し続け、入国警備官Aが原告の左腕を押さえた（同③〔9:15頃〕）後も、「痛い」、「殺さないで」などと声を発しているものの、それらの原告の声は、入国警備官Aが原告の左腕を押さえる前と比較し、ことさら大きくなってはおらず、原告は、左腕を押さえられた後、左腕ではなく頭が痛いことを訴えている（同③〔10:05〕）のであって、これらのことからすれば、原告の主張する「左肘の押さえつけ」は、入国警備官Aが原告に痛みを与えることを意図して行ったものではないし、原告の言動に照らして、入国警備官Aの行為によって原告が痛みを受けていたと認めることはできない。

(イ) 「背骨付近への指のねじこみ」について

原告は、入国警備官Aが、革手袋を外した右手親指を原告の背骨上部に強く押しつけながら、後ろ手にされた原告の左腕を頭部方向へ抱え上げ、その肩関節を痛めつける行為に及んだとし、その結果、原告が「あー。痛い」と大声をあげたと主張する（原告第2準備書面39ページ。原告第1準備書面7ページにも同旨の記載あり。）。

しかしながら、前記(ア)で述べたとおり、入国警備官Aは、後ろ手にされた原告の左腕を両手で押さえ始め（同③〔9:15〕）、その約10秒後には、左手で原告の左腕を押さえたまま、右手を原告の左手から離している（同③〔9:25〕）。

同号証③上、この後の入国警備官Aの右手の位置は、しばらくの間、

撮影されていないものの、原告の左腕から右手を離した約4.5秒後、原告の背中の上部を押さえていることが確認できる（同③〔10:09〕）ところ、この時点における入国警備官の右手には、制圧に必要な力以上の力は込められていない。

また、このとき、原告は、入国警備官Aから「話、聞かないか」と問われて（同③〔10:08〕）、「聞く、聞く」と答え（同③〔10:09〕）、入国警備官Aが、その直後、原告の左腕を押さえる力を緩めたため、原告の左腕の位置が変わったところ（同③〔10:10〕）、原告は、その際「あー。痛い。」と声を発したもので、入国警備官Aが、原告の後ろ手にされていた左腕を頭部方向に抱え上げた事実はなく、また、原告が、入国警備官Aのそのような行為によって「あー。痛い」と声を発したと認めることもできない。

なお、原告が、「あー。痛い」と声を発した後、入国警備官Aは、再度両手で原告の左腕を押さえている（同③〔10:13ないし10:19〕）が、この際も制圧に必要以上の力が加えられた様子はない。

(ウ) 「口と鼻を塞いだこと」について

被告準備書面(1)（22ページ）で主張したとおり、そもそも、入国警備官が原告の口と鼻を塞いだ事実を認めることはできない。

原告は、処遇室に連行された後、手錠を施され、原告が述べる発言（原告第2準備書面48ページ）を始め、その直後、複数の入国警備官の手が直ちに原告の顎付近を押さえている（乙12③〔7:29〕）が、入国警備官が原告の顎付近を押さえたのは、頭部保護を目的とするもので、原告の頭部を床に押しつけて固定したものであり、これら一連の行為に係る入国警備官の手の角度から、入国警備官が原告の口を塞いだ事実を認めることはできない。

また、一般的に、鼻と口が塞がれた場合、発する声は聞き取りにくい

ものになるところ、当時の原告の声のほとんどは「くぐもった声」とな
てはならず、一時的に「くぐもった声」のように聞こえる「空気入らな
い」との発言も、入国警備官の手によって口が塞がれたためではなく、
原告が入国警備官の顎付近を押さえる手をさけるために自ら左横を向
き、原告の口が原告の顎付近を押さえる入国警備官の脚部で塞がれるた
めであったと考えられる（そのため同入国警備官が脚部の位置をずらし
たら、同入国警備官と原告の口が離れ、原告の声が「くぐもった声」で
ではなくなっている（乙1 2③〔7:34ないし7:36, 7:44ないし7:52〕））。

また、原告が述べる当時の原告の発言のうち、「空気入らない」と原告
が発声した際、原告の口は入国警備官の脚部に当たっていたため、その
声は「くぐもった」ものとなっているものの、それ以外の原告の発言は、
明確に聞き取ることができるものであって（乙1 2③〔7:34ないし7:36,
7:44及び7:52〕）、入国警備官が処遇室において、原告の口と鼻を塞いだ
事実を認めることはできない。

この点、原告は、入国警備官が原告の顎付近を押さえたことについて、
原告が発声したタイミングに抑えられたことから頭部保護ではなく、原
告の抗議の声を封じる意図があると主張する（原告第2準備書面49ペ
ージ）が、このように突如として発声する行為は、体躯に力が込められ
たり、動くきっかけとなる可能性が高いもので、より警戒する必要があ
る。実際、入国警備官は、この発声当時、原告の体を起こして着座させ
ようとしているが、原告の体躯に力が入れているためそれができて
おらず、そのため、入国警備官が改めて頭部保護のために原告の顎付近
を押さえたものとするのが相当である。

ウ 以上からすれば、原告の前記(1)アの主張は、いずれも理由がないとい
うべきである。

(3) 原告が主張する入国警備官Aらの行為は、暴行と認めることはできないこ

と

ア 前記(2)で主張したとおり、本件制圧における入国警備官の行為は、暴行と認めることはできないから原告の主張には理由がないが、制止等の措置に係る時間については、制止等の措置が「合理的に必要と判断される限度」で行われたか否かで判断されるべきであるところ、原告の居室での各行為や、原告が、本件制圧後、長時間入国警備官の指示を聞き入れず脱力せずに抵抗を継続したことに照らせば、原告が挙げる入国警備官の各行為は、いずれも合理的に必要と判断される限度で行われたものといえる。

イ また、原告が受傷しなかったことは、前記1(4)ウで述べたとおり、入国警備官Aを含む複数の入国警備官で的確に制圧した結果であって(乙10)、入国警備官が尽くすべき注意義務を尽くして業務を遂行したことを示す一事情といえる。

ウ 以上からすれば、原告の前記(1)イの主張は、いずれも理由がないというべきである。

5 小括

以上からすれば、入国警備官の有形力の行使に係る原告の主張は、いずれも理由がないというべきである。

第4 本件室内映像について

令和2年4月24日付け被告準備書面(2)で述べたとおり、本件室内映像が暗い理由は、3B202号室内の照明が常夜灯に設定され、室内の明るさが不足していたためと考えられたことから、被告において、映像の専門業者に、鮮明化を依頼した。その経過は、乙第23号証のとおりであり、結論として、居室内の状況を確認できるまでには至らず、また、これ以上の鮮明化は困難である。

第5 結語

以上のとおり，原告の主張にはいずれも理由がないから，速やかに棄却されるべきである。

以 上